役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

社会福祉法人福知山学園

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人福知山学園(以下、「法人」という。)の定款第9条及び 定款第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定 めることを目的とする。

(定款)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 業務執行役員とは、理事長及び法人の業務を執行させるために選定した理事をいう。
- (3) 非業務執行役員とは、業務執行役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬並びに費用の支給)

- 第3条 当法人は、役員及び評議員に報酬等並びに費用を支給することができる。
- 2 理事長及び業務執行理事については、報酬等を支給する。
- 3 非業務執行理事及び監事の費用については、理事会及び評議員会への出席等、その都度 支給することができる。
- 4 評議員の費用については、評議員会への出席等、その都度支給することができる。

(報酬並びに費用の額)

- 第4条 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額は、次のとおりとする。
- (1) 理事長及び業務執行理事
 - ア 報酬は、別表第1「理事長及び業務執行理事の報酬総額範囲内」で支給することとし、 支給額については理事会で決定する。
 - イ 実施に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の 例による。
 - ウ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない

- (2) 非業務執行理事及び監事 非業務執行理事及び監事への費用については、別表2に定める金額とする。
- (3) 評議員 評議員への費用については、別表第3に定める金額とする。

(支給日)

- 第5条 業務執行役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。
- 2 非業務執行役員及び評議員への費用は、出席等の都度支給する。

(経費)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法)第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定める ものとする。

附則

この規程は平成29年6月24日から施行する。

【別表】

別表第1 業務執行役員報酬の総額 年額8,400万円以内

別表第2 非業務執行役員の費用

理事会及び評議員会の出席等の都度(監事の監査を除く。)

・福知山市内・福知山市外一人一律10,000円一人一律20,000円

監事の監査

・福知山市内・福知山市外一人一律10,000円一人一律20,000円

別表第3 評議員の費用

評議員会出席等の都度

・福知山市内・福知山市外一人一律10,000円一人一律20,000円